

平成29年度第2回大阪府環境審議会会議録

開催日 平成29年12月7日

開催場所 プリムローズ大阪 2階 「鳳凰（東）」

平成29年度第2回大阪府環境審議会

平成29年12月7日

司会（池田主査） それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成29年度第2回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます、環境農林水産部環境農林水産総務課の池田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、お忙しい中ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部長の竹柴から挨拶を申し上げます。

竹柴環境農林水産部長 大阪府環境農林水産部長の竹柴でございます。平成29年度第2回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、ご多忙のところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、平素より環境行政をはじめ、府政の各般にわたりご支援とご協力を賜っておりますことに重ねてお礼を申し上げます。

本日は、審議事項が4件と報告事項が5件ございます。限られた時間内に多くの項目となり恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

審議事項のうち1件目といたしましては、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染対策のあり方について、2件目といたしましては同条例に基づきます水銀の大気排出規制のあり方についてでございます。それぞれ、土壌汚染対策検討部会、水銀の大気排出規制検討部会で取りまとめていただきましたので、その内容についてご審議をいただきます。3件目は大阪21世紀の新環境総合計画の点検評価結果及び計画の一部見直しについてでございます。環境総合計画部会において点検評価をしていただき、その結果を踏まえ、計画の一部見直しに関する意見具申を取りまとめたいただきましたので、その内容についてご審議をいただきます。その他、部会の廃止に関するご審議や、この間、各部会でご審議いただいたことなどについてご報告いただく予定をしております。

各部会におかれましては、限られた時間の中、精力的にご検討いただき、報告をまとめていただきました。まことにありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようお願いを申し上げます。ありがとうございます。

司会（池田主査） 次に、資料の確認をさせていただきます。お手元に配席表、資料3-1、こちらは修正がございましたので改めてお配りしております。本日はこちらの資料をごらんください。そして、大阪府環境審議会委員名簿、大阪府環境審議会条例、出席確認票をお配りしております。その他の資料につきましては事前に送付しておりますとおりです。議事次第の裏面には資料一覧がございます。資料の不足等がございましたら、事務局にお申し出いただければと思います。

なお、出席確認票につきましては、学識経験者と府議会議員の委員の皆様のお席のみお配りしております。報酬等の支出手続が必要な委員の皆様についてご出席が確認できる書類が必要でございますので、大変お手数ですがお名前をご記入いただき、お帰りの際、お席に置いたままにさせていただくようお願いいたします。

続きまして、今年6月に開催しました環境審議会以降に新たにご就任いただいた委員のご紹介をさせていただきます。

放送大学の平田委員でございます。

平田委員 平田でございます。よろしくお願いいたします。

司会（池田主査） 府議会議員の中谷委員でございます。

中谷委員 中谷でございます。よろしくお願い申し上げます。

司会（池田主査） そのほかのご出席の委員及び幹事の皆様につきましては、時間の関係上、省略させていただきますが、お手元にお配りしております配席表にお名前を記しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、本日の出席委員でございますが、委員定数43名のうち35名の方のご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入りたく存じます。

これ以降の議事につきましては、石井会長にお願いしたいと思います。どう

ぞよろしくお願ひいたします。

石井会長 皆さん、こんにちは。会長を仰せつかっております、大阪府立大学の石井でございます。

先ほど部長からありましたように、本日は審議事項が4件、それから、報告事項が5件ということでございます。皆様には円滑なご審議にご協力をどうぞよろしくお願ひいたします。

では、早速ですけれども、審議事項の1題目からまいりたいと思います。大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染対策のあり方について。この件は本年6月の本審議会におきまして、大阪府から諮問があったものでございます。土壌汚染対策検討部会において集中的にご審議をいただき、今般、案としての第1次の報告ということで取りまとめていただいております。

それでは、平田部会長、ご報告の方をよろしくお願ひいたします。

平田委員 平田でございます。

それでは、資料に基づきまして部会で検討いたしました内容についてご報告を申し上げたいと思います。

まず、資料1-1ですけれども、これは大阪府知事からの諮問に対する報告書の表書きでございます。資料1-2が報告書そのものの内容でございます。あと、A3横長の資料1-3がございますけれども、これを用いて説明を申し上げたいと思っております。

土壌汚染ですけれども、国では土壌汚染対策法が2002年に成立をしております。当初の法律の目的というのはいろいろあるんですけれども、やはり一番は新しい法律ですので、土壌にはどういう環境問題があるのかということを知っていただきたいと、これが一番大きな目的だったと思います。土壌の中といいますのは地下水も含めまして、水とか物質の移動速度が非常に遅いということで、直接見ることが非常に難しいような環境です。

さらに、調査の方法にいたしましても、また、その対策にいたしましても、発展途上にあるということで、法そのものの中に附帯決議として見直すということが明確に書き込まれてございます。そういう意味で、基本的には10年に1度ぐらいの見直しを行うということになってございます。1回目は2010年に見直しされました。最初は、土壌にはどういう問題があるかを理解してい

ただこうというわりと緩い法律だったんですけれども、2010年では非常に厳しい方向に、強化をする方向に動いたんですね。例えば、面積要件の話だとか、あるいは土壌そのものに含まれている構成物質としての元素まで規制の対象にしようということで、非常に厳しい方に振れました。

実はそれに対して、いろいろ議論があったんですけれども、結局、今現在、日本全体として規制緩和の方向にあるということで、やはり社会からの緩和の要望もあったと思うんです。そういう意味で、今年の5月に2回目の見直しを行ったんですけれども、それは非常に大きく緩和の方に振れてございます。そういう意味で、緩和に振れるということは、今までとはかなり違った内容をたくさん含んでいるということになりますので、1回の施行では無理であるということで、2回に分けて施行しましょうと。5月に成立しておりますので、来年の4月にまず第1段階の施行をする。それから、再来年の4月にもう一度第2段階の施行をするというふうな段取りになってございます。

資料1-3をごらんいただきますと、非常にわかりやすくこの表で整理をしていただいているんですが、この中に非常にわかりやすく土壌汚染対策法と大阪府の環境条例との違いというものが明確に書き込まれてございます。

左側を見ていただきますと、審議経過がございまして、その下に報告の概要というのがございます。その中に四角で囲ってございますけれども、(1)から(4)まで、この4つが第1段階の施行をするという内容になってございます。実はこの4つといいますのはそれほど大きな問題を含んでいるというわけではなくて、法のたてつけといいますか、手順、手続を書いたところでございます。これは第1段階の施行です。

その下に、引き続き審議を行う事項とありますが、まさにここが非常に重要なところになるんですけれども、これにつきましては技術的な内容もたくさん含んでいるということで、とても1年では議論はできないということに国の方ではなっております。

実際に中央環境審議会の中でも制度小委員会をつくり、制度小委員会の中にもまた部会を5つか6つつくって、今、作業を進めているというところでございます。そういう意味で本番のところというのは2のところになるんですけれども、まず、第1段階施行として法のたてつけのところを行おうという結果に

なっております。その内容について四角で囲っているということと、それをもう少しわかりやすく右側に制度のところを書いてございます。

まず、概要のところですけれども、1のところでは改正法との整合を図る観点からの条例等における規定整備のあり方というところでございます。4つ、項目が挙がっております。

まず1番目、(1)ですけれども、これは今、普通、いろいろな手続があるんですけれども、特に3,000平米を超える土地については形質変更届を出す必要があるということです。これは都道府県知事宛てに出して、事務方の方でチェックをして、必要であれば調査命令を発出するということになるんですが、手続に非常に時間がかかるということがございますので、法にのっとった調査を行っているのであれば、申請と同時に結果を出してもよろしいですよと法の方では変わっております。

実は大阪府の方はもう既に条例の方でそういう内容になってございますので、これについては特に何かをするということではないということになるかと思えます。ただし、府条例の中にはダイオキシンが入っておりますので、ダイオキシンを除く他の有害物質、指定物質については国の法律のとおりで結構ですということでございます。

2つ目は、有害物質使用施設の設置者の調査への協力に関する規定ということで、これはちょっと違和感を感じるかもしれないんですが、土地の所有者、地主さんと、その土地を借りて地上で事業活動を行っている事業者が異なっている場合があるということなんです。実は全国平均でも3割ぐらい違っているんですが、大阪府下は3割じゃなくて5割ぐらい違っているということになります。土壤汚染対策法の中では、地主さんといいますか、土地の所有者に非常に大きな責任を負わせているんです。形質変更をする場合でも、何らかの書類を出すということは必ず土地の所有者が申請をするということになっております。

そういう意味で、初めてうちの土地は有害物質を使っていたんだというようなことがあるといけないということですので、その中に書いてございますように、有害物質の種類等の情報を調査する実施機関に提供するように努めるということになっておりますので、事業者はきちっと情報を提供しなければいけない

というふうに、法もそれから条例の方も変更をするということになってございます。

それから、3つ目が区域指定の解除に関する情報です。調査の結果、土壤に有害物質が含まれているということになりますと、区域指定をされます。それには区域指定台帳はつくられるんですけども、有害物質を除去した後といたしますのは、きれいになりましたよというふうに解除台帳をつくった方がいいだろうということになってございます。そういう意味で、法も府条例もそのように変更するというところでございます。

4つ目が指定区域から汚染土壤を搬出する際の管理票に関する措置ということになります。指定された土地から土壤を搬出するという事は、汚染土壤を動かすということになりますので、普通は管理票、マニフェストを作成して、それを保管するということになるんですが、今まで紙で保管をしていたんですね。それも電子的、ここでは電磁的記録と書いてございますけれども、要はコンピューターで管理をしてもいいですよというふうに変わるということです。

このことはとても大事で、これから、来年はまだ第1段階施行なんですけれども、第2段階になりますと、結構な量の情報を管理する必要が生じてまいります。そうなりますと、今までのように紙をめくって対策をしていると、あるいは情報提供しているということでは、多分、府民の要望にお応えすることは難しいだろうと私は思っております。そういう意味で、これからはコンピューターといいますか、電子情報として管理をしていくというふうになっていくと。そのはしりであるのご理解いただければと思っております。

こういう内容を既にパブリックコメントを行って、意見を求めているんですけども、今回の改正につきましては意見はなかったというところでございます。

2番目のところで、引き続き審議を行う事項、これがいわゆる技術的な審議内容ということになりまして、本来、土壤というのはすごく地域性が強いものですから、東京の土壤と大阪の土壤と同じような基準で何かをやっていくということはとても難しいのは初めからわかっているわけですね。その無理を承知でこれまでは統一した視点といいますか、価値観から対策を行ってきたんですけども、これからはその地域に応じたいろいろなことをやっていかなきゃい

けないということになってくると思います。そういう意味では、裁量権があるといえますか、地域の自治体の方々の仕事量が増えるということになるかと思ひます。

幾つかそこに挙がっております。3つぐらいポツが出ておりますが、実はこれ以外にもまだたくさんあるんですけれども、ここはわかっている範囲でということなんです。今は一番最初のところは、自主的な調査、あるいは調査が今延期をしていただいているところもございまして、そういったところの調査はどうするんだという話です。そういうような話と、あるいは有害物質が存在をして、健康影響が生じるおそれがあるという土地がございまして、その土地の対策のあり方はどうなんだということが2つ目にあるところでございまして。

3つ目は、臨海部の埋立地の土壌なんですね。これについても大阪だけじゃなく、東京もそうなんですけれども、大きな湾岸というのは全て埋立地で埋まっているという状態がございまして。その埋立地の土壌をどうするんだと。今までは動かすことが非常に難しかったんですけれども、これからは今、施行されますと動いていくということになりました。動いていくのはいいんですけども、申請をどうするんだとか、あるいは、その動いた先の状況を、トレーサビリティと言いますけれども、そういう情報を管理していかなきゃいけないということになりますので、多分、電子的な情報でなければ、管理は難しいだろうと思ひているところでございまして。

これ以外にもまだ行政の方々の頭を悩ますようなことが幾つかございましてけれども、できるだけ地域行政に迷惑にならないようにということで、中央環境審議会でも考えてはいるんですけれども、地域のご理解をいただいて、土壌汚染対策を行っていかうというところでございまして。

以上でございまして。

石井会長 どうもありがとうございました。

部会におかれましては、精力的にご検討いただき、報告を取りまとめていただきました。平田部会長をはじめ、委員の皆様方に対しまして厚く御礼申し上げます。

それでは、ただいまのご報告ですけれども、ご意見、ご質問等があったら、お受けしたいと思います。それではいかがでしょう、皆さん。

2段階になっていて、今回は第1次報告ということになってございます。本体は資料1-2ということで、現在、資料1-3の方でご説明いただいたということでございます。

よろしいでしょうか。特にご意見はないでしょうか。

では、特にご意見がないということでございましたら、本案をもちまして、審議会の第1次答申とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

石井会長 どうもありがとうございます。お認めいただいたということにさせていただきます。

それでは、続きまして、次の審議事項に移らせていただきます。

審議事項の2でございます。大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく水銀の大気排出規制のあり方について。この件につきましても、本年6月の本審議会で大阪府から諮問があったものでございます。水銀の大気排出規制検討部会において集中的にご審議をいただき、今般、部会としてのご報告を取りまとめていただいております。

それでは、この件に関しましては、近藤部会長の方からご報告をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

近藤委員 そうしましたら、水銀の大気排出規制の検討の部会長をしている私の方からご説明させていただきます。

まず、資料2-1をごらんください。この件につきましては、平成29年6月6日に知事から諮問がありまして、6月30日、8月29日及び11月7日に部会を開催いたしまして、審議を行いました。審議の結果について、部会報告として取りまとめを行いましたので、その内容についてご報告をさせていただきます。

部会報告につきましては、続きましての資料2-2にまとめておりますが、その概要がA3の資料2-3に当たります。本日の説明につきましては、この資料2-3に基づきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1の審議経過をごらんください。大阪府では生活環境の保全等に関する条例に基づき、水銀など、人の健康や生活環境に被害を生じるおそれのある物質を有害物質と定め、これらを大気中に排出する施設に対して排出規制を行

っています。

水銀をめぐる国際的な取組みとして、平成25年10月に水銀に関する水俣条約が採択されまして、このことを受けまして、平成27年6月に大気汚染防止法が改正されました。水銀を大気中に排出する施設に対して排出規制を行うことになり、平成30年4月1日から施行されます。このため、法施行後の法の趣旨を踏まえた、条例に基づく水銀の大気排出規制のあり方について審議を行ったということになっております。

次に、条例と改正法における水銀の大気排出規制の比較結果及び府域の現状について、2の表をもとにご説明をいたします。

表の左側が条例、右側が改正法となっております。

まず、趣旨及び目的ですが、条例は大気を良好な状態に保持するために規制を行うものであるのに対し、改正法は水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するために水銀を可能な限り削減するため、水銀の排出を規制するもので、両者の趣旨は異なっております。しかし、いずれも人または国民の健康の保護及び生活環境の保全を目的としています。

次に、規制対象施設ですが、改正法の規制対象施設が条例の規制対象施設に包含されています。施設の種類と規模から見た条例と改正法の水銀規制の関係は資料の右側の上の表のようになっておりますので、そちらをご覧ください。この表の横軸が施設の種類になっております。縦軸が施設の規模になっております。大外の太枠内が条例による水銀の大気排出規制が適用される施設となっております。この表の中の(1)が規制対象として、(4)が自主的取組対象として法で定められる施設ですが、これについてどのようにするのか、また、この表の(2)と(3)の条例のみの規制が適用される施設をどう考えるかについて整理を行いました。

次に、府域の現状をこの同じ図の①、②、③に順に示しております。これについて説明いたします。

①は府域に所在する施設数です。(1)は128施設、(2)はこれは休止をしている施設が1つあります。それから(3)は27施設、(4)は14施設となっております。

次に、施設ごとの排ガス中の水銀の平均濃度を②、それから、年間の水銀排

出量の試算結果を③に示しています。

この結果から、(1)は平均濃度が高く、水銀排出量も多いと、(3)は平均濃度が低く、水銀排出量も少ない、(4)は平均濃度は低いのですが、水銀排出量が多いということがわかると思います。

次に、また、先ほどの左下の表に戻っていただきまして、規制基準についてご説明します。条例と改正法、いずれも排出口における濃度基準が適用されますが、条例は排ガス量、排出口高さなどから、計算式により算出するため、事業場ごとに基準が異なっているのに対しまして、改正法では一律の排出基準が適用されています。

府域に所在する廃棄物焼却炉、128施設の排出基準を比較したところ、条例の最も厳しい排出基準が1ノルマル立方メートル当たり260マイクログラムであるのに対して、改正法の既設の廃棄物焼却炉の排出基準が50マイクログラムであり、全ての施設において改正法の排出基準の方が条例に比べて厳しいことが確認されました。

次に、測定方法と基準超過時の対応ですが、これも表に示しているとおおり、相違が確認されています。設定当時の考え方を踏まえ、これについても整理を行いました。

以上の内容を踏まえ、取りまとめた条例に基づく水銀の大気排出規制のあり方については、右側の3のところにまとめています。次、この3についてご説明をいたします。

(1) 条例に基づく水銀の排出規制対象施設と、もう1つ下の方にある(2) 条例に基づく水銀排出濃度の測定に分けて整理をいたしました。

まず、(1) 条例に基づく水銀の排出規制対象施設についてご説明いたします。改正法による規制対象に該当する施設、図の(1)につきましても、現状のままであれば条例と改正法の2つの同一基準が事業者にも適用されることになりませんが、現存する全ての施設において、改正法の排出基準の方が条例に比べて厳しいため、条例の規制対象外とすることが適当と判断いたしました。

なお、改正法の経過措置が適用される施設は、経過措置が適用される間は改正法の排出基準が適用されないため、その期間は条例の排出基準を適用することが適当といたしました。

次に、上の図の（２）、（３）の改正法の規制対象に該当しない施設及び（４）の改正法の要排出抑制施設についてですが、これらは周辺住民への健康被害を防止するためには、条例の規制を廃止する適当な理由は存在いたしません。このうち、図中の（２）の施設は規制しなくても水俣条約の趣旨に沿うものとして、法は対象外としているため、法と同等の排出基準を設定する必要性はないと判断いたしました。

また、現状では図の（３）と（４）の施設からの排ガス中の水銀濃度は低く、排出量も改正法の規制対象施設に比べて少ないことから、法と同じ規制をこれらの施設に適用しても、大気中への水銀排出量の削減効果は少ないと考えました。このため、図中の（２）、（３）の施設については、現状の方法により条例の規制を継続することが適当であると判断いたしました。

続きまして、図の（４）、要排出抑制施設についてですが、これまで水銀が排出されるという実態が不明でしたが、低濃度ではありますけれども排出されているため、条例の水銀規制による対応をすることが適当であると判断いたしました。

なお、（４）要排出抑制施設は水銀の排出量が相当程度多いことから、改正法では自主的取組として自ら基準を作成し、測定することが規定されています。府域においても低濃度であるものの排ガス量が多く、大気中に排出される水銀の排出量が占める割合が高いことから、法の趣旨を踏まえまして排出実態の把握を行うなどにより、事業者による排出抑制を実効的に促進することも重要であることを部会報告として取りまとめています。

続きまして、この資料２－３の下の（２）条例に基づく水銀排出濃度の測定についてですが、測定対象については府域の事業場には一定の排ガス処理施設が既に設置されており、粒子状水銀の割合が少ないことから、粒子状水銀を規制することにより削減効果がほとんど得られないため、ガス状水銀で測定することで足りると判断をいたしました。

測定方法と測定頻度についてですが、これらは排出基準とあわせて定めるものですが、条例では周辺住民の吸入暴露による健康被害の防止の観点から、排出基準を設定し、測定方法を規定しているのに対しまして、改正法では水銀の大気排出量をできるだけ抑制することを目的として排出基準を設定し、平常時

における平均的な排出状況を捉えるよう、サンプリング方法、採取時間などが考えられています。

この考え方の違いや、条例における他の有害物質規制との整合性を考慮いたしまして、測定方法、頻度については、現状の方法を継続することが適当であると部会では判断いたしました。

ただし、水銀の量が著しく変動する場合の測定では、現行の条例でも平均の量となるよう採取することが規則で定められており、今回、改正法で示された測定方法と同等の結果が得られることが確認されました。

そのため、この場合には条例の測定方法は従前の J I S による方法だけではなく、改正法の測定方法も可能とすることが適当といたしました。

最後に、水銀の測定方法の確認方法及び排出基準超過時の対応については、先ほどの測定方法のところで説明したとおり、前提となる排出基準の考え方が条例と改正法では異なるため、条例による現行の方法を継続することの方が適当であると判断いたしました。

以上のあり方の案につきまして、9月29日から10月30日まで1カ月間、府民意見等の募集を行いました。特に意見はございませんでした。

ちょっとややこしい説明になりましたが、説明は以上で終わります。

石井会長 わかりやすい説明をありがとうございました。

部会におかれましては、精力的にご検討いただき、報告を取りまとめていただきました。近藤部会長をはじめ、委員の皆様方に対しまして、厚く御礼申し上げます。

それでは、ただいまのご説明でございますけれども、ご意見、ご質問等があったらお願いいたします。いかがでしょうか。

なかなかわかりにくいんですけれども、資料2-3の方に図が書いてあって、ここでかなり把握できたんじゃないかと思えます。

皆さん、いかがでしょうか。特にご意見はございませんでしょうか。

それでは、ただいまご報告いただいた部会からの内容ですけれども、おおむね了解をいただけたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

石井会長 ありがとうございます。

本案を審議会の答申ということにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、次の審議事項に移らせていただきます。審議事項の3でございます。大阪21世紀の新環境総合計画の点検評価結果及び計画の一部見直しについてということで、環境総合計画部会は実は私が部会長なんですけれども、ここはまた、本当に申しわけないんですけども、部会長代理ということでかわって近藤委員にご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

近藤委員 では、続いて、また私の方から大阪21世紀の新環境総合計画の点検評価結果及び計画の一部見直しについてご説明させていただきます。

資料は3つあるんですが、まず、資料3-2を見てください。1ページ目の1に記載しておりますように、環境総合計画部会の開催状況につきましては、8月17日に開催し、記載の3つの議題について審議をいたしました。

点検評価の方法については、資料3-2の2のところにありますように、環境総合計画では毎年度サイクルの点検評価と複数年サイクルの点検評価との2つのサイクルで実施しております。

毎年度サイクルにつきましては、府が作成する点検評価シートに基づきまして、主な施策・事業の年度ごとの取組指標の達成状況を中心に、環境総合計画部会で点検評価することで、下の図に示しているようなPDCAサイクルを回して、進行管理を行っています。

これらの点検評価に加えて、さらに計画の柱である5つの分野から毎年1つ、または2つの分野を選定し、重点的に点検評価を行っています。それは3ページのところを見てください。今回は「全てのいのちが共生する社会の構築」と「魅力と活力のある快適な地域づくりの推進」の分野を対象に評価をいたしました。

次に、複数年サイクルにつきましては、府が作成する点検評価レポートに基づきまして、2020年の目標の達成に向けた施策の方向などを環境総合計画部会で点検評価することになっています。この点検評価結果に基づきまして、環境総合計画を柔軟に見直すものと位置づけています。

部会における具体的な指摘事項や意見、それに対する府の回答については、資料3-3にまとめております。これは非常に細かい内容を書いていますので、

この場ではご説明は省略させていただきますので、また、後ほどごらんください。

これらの点検評価を実施しました結果、環境総合計画の一部見直しが必要であると判断しましたので、この点検評価の結果と計画の一部見直しに関する意見具申につきましては、また、資料3-2に戻っていただきまして、2ページ目でご説明をいたします。

まず、毎年度サイクルの点検評価につきましては、施策事業はおおむね順調に進んでいると評価いたしました。

次に、複数年サイクル点検評価結果につきましては、まず、一部を除いて施策はおおむね順調に進んでいると評価いたしました。

次に、点検評価の手续につきましてはおおむね適正ですけれども、取組指標の設定等については一部検討が必要である旨を指摘させていただきました。

また、計画どおり進捗していない施策につきましては、取組みの改善の検討等がされていることも確認いたしました。また、最後に国や府の各種計画との整合を図り、施策を進めていくことの必要があることの指摘も行いました。

これらの点検評価の結果を踏まえまして、環境総合計画の一部見直しに関する意見具申を取りまとめましたので、ご報告させていただきます。それが2ページの枠の中です。

主な見直し内容としては、まず、各施策の効果がより一層高まるよう、施策・事業の方向性や内容、工程について見直しが必要と考えています。

また、気候変動の影響への適応等について改定を行いました大阪府地球温暖化対策実行計画をはじめ、各種計画等との整合を図っていくことも必要であると考えています。

これらにつきましては、この場で審議会の意見とさせていただきますようよろしく願いいたします。

説明は以上です。

石井会長 ご説明ありがとうございました。

会長の立場でも、部会長の立場でも、本部会におきましては多岐にわたる分野の複数年サイクルの点検評価を実施して、計画の一部見直しに関する意見具申というのを取りまとめていただきました。委員の皆様方には厚く御礼申し上げ

げます。

ということで、意見具申のところ、資料3-2の2ページ目の下の方の四角囲いのところですが、これらの意見具申というのを取りまとめたわけでございますけれども、これをここでご議論いただいて、本審議会の意見とするという手続をとらせていただきたいと思いますと思うんですけれども、では、ただいまの近藤委員からのご説明ですが、ご意見、ご質問があったらお願いいたします。いかがでしょうか。

豊田委員 よろしいですか。

石井会長 それでは、よろしくお願いいたします。では、マイクが行きますので、お待ちください。

豊田委員 大阪府議会の豊田でございます。

ちょっと教えていただきたい点があるんですけれども、生物多様性の定義につきまして、理解や認識に個々の幅があるような指摘がなされているんですけれども、それが違うと、それを我々、府民に理解を求めるというのが難しいんじゃないかなと。これしかないことはないんでしょうけども、こういうものですよということがきちんとわかっていなければ、それが個々に、私はこう思っているんだと、いや、僕はこう思っているよと、その幅がすごく広ければ、それを推し進めるのが大変難しいんじゃないかなと思いますのと、全てのいのちを共存させようとしているのとの整合性といいますか、あり方につきましてと、有害な外来生物とかのことも問題には今なっているかと思しますので、その辺の兼ね合いというのはどんなふうに考えていけばいいのか、教えていただければと思っています。

石井会長 そしたら、これは私の分野なので、私の方からコメントいたしますけれども、生物多様性という言葉の定着率が実は悪くて、国の方でも名古屋で開かれた生物多様性条約締約国会議の第10回、COP10においても、愛知目標というのをつくって、その中の一番初めの書きぶりというのは、生物多様性の主流化というのが書いてあるんですね。国民も含めて、生物多様性ということを正しく理解して、それを維持、増進していこうということなんですけど、生物多様性という言葉がすごくわかりにくいというので、現在、大阪府で今ご報告いただいた総合計画の中で目標としているのが、2020年までに府民の

生物多様性に対する認知度を70%にすると、すごく高いものを掲げたんですね。この9月に大阪府が実施しているアンケートでは、聞いたことがあるというレベルで3割ぐらいにとどまっているということですので、これはかなりハードルが高い。今、2017年なのでということがありまして、もう1回まき直しを図らなきゃいけないということがございます。

それで、生物多様性は生物多様性条約の第2条に定義が書いてあって、3つのレベルから成っていると。皆さん方に順番に私は聞きたいぐらいなんですけど、そういうことを認識して、生物多様性条約の中には外来生物対策も入っているし、希少種に対する保全対策も入っているし、地域の保全も入っているし、さまざまな施策が入っているんですね。こういうややこしいやつを大阪府民の7割に理解していただくというのはなかなか難しいものですから、もう少しかみ砕いて、府民に説明していかないとだめなんじゃないですかと、こんなような、定義というと難しい言葉ですけど、そんなイメージです。

例えば、外来生物が入ると、よく私なんかは授業でそういう言い方をするんですけど、算数だと1足す1は2なんですけど、外来生物が1匹入ると、例えば、ブラックバスが池の中に放り込まれると、10足す1が1になってしまうことがあるんですね。ブラックバスだけが生き残ると。だから、全ての生物が共存するという、全ての生物は在来の日本古来の生物と考えて、外来生物対策もしなきゃいけないよというのが入っているんですね。

ということで、お答えになったかどうかわからないんですけど、かなり厳しい状況にありまして、特に生物多様性については見直しが必要かなというのを書き込んだということでございます。よろしいでしょうか。

豊田委員 かなりわかりましたが、全てのいのちを共生といいますか、共存させるとなると、我々から見たら外来のそういう有害なものも大事にせないかなのかなというような、ちょっと誤解を招きやすいのかなと思いましたので、質問させていただきました。

石井会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。あとはよろしいでしょうか。いろいろご意見があるのかもしれませんが、時間の関係がございましたので。

ということで、部会からのご報告とともに、計画の一部見直しについての意

見具申というのがございました。これにつきましては、先ほど、私から申しましたように、改めて審議会の意見とするということでご了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

石井会長 ありがとうございます。それではこの内容を審議会の意見ということにさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、次の審議事項でございます。

審議事項 4、大阪府環境審議会部会廃止についてということで、事務局の方からこれについてはご説明ください。

安井環境農林水産総務課長 環境農林水産総務課長の安井でございます。私の方からは審議事項 4 の大阪府環境審議会の部会の廃止についてご説明させていただきたいと思えます。

本日は環境審議会がこれまで設置してきました部会のうち、資料 4-1 に記載の各部会の廃止についてお諮りしたいと思っております。

さきに資料 4-2 をごらんください。まず、環境審査会の部会の現状についてです。

部会につきましては環境審議会条例第 6 条に基づきまして、常設の部会とその他必要に応じて置くことができるとの規定により設置しております部会の 2 種類がございます。これらにつきましては、本日現在で 21 部会ございまして、そのうち 11 部会が答申後も開催実績のないまま存続している状況となっております。これら 21 の部会、あるいは今後設置されます部会の廃止などについて、今回、整理したいと考えてございます。

具体的な整理の内容につきましては、2、部会廃止の考え方をごらんください。資料の 2 の部会廃止の考え方です。まず、既存の部会につきましては、5 つに分類しております。

まず、①につきましては、審議会条例で常設とされている部会でございます。そのまま継続としたいと考えております。

次、②につきましては、これにつきましては、計画の進行管理を部会で行うこととなっているものなど、今後も継続的に審議されることが見込まれますので、このまま継続したいと考えているものでございます。

次に、③の部会でございます。現在、調査審議中ですが、今後、部会報告を行い、審議会の答申とする議決が得られるなど、一定の役割を終えた段階で審議会の議決を経て、廃止したいと考えているものでございます。

4つ目の廃自動車認定部会につきましては、引き続き緊急的な審議を要する可能性がございますので、そのまま継続したいと考えているものでございます。

5番目でございます。これにつきましては、これまで説明したものの以外の部会でございます。答申の後、開催実績もなく、現時点では一定の役割を終えたものと考えておりました。本日をもって廃止したいと考えているものでございます。これにつきましては、冒頭申し上げました資料4-1でお諮りさせていただいているものでございます。

なお、先ほど3番目でご説明いたしました、水銀の大气排出規制検討部会、本日の最終答申をもって、こちらの5の категорияに該当すると考えてございまして、資料4-1でお示ししております部会に加えまして、廃止したいと考えております。

最後でございますが、資料4-2の(2)をごらんください。ここでは今後設置されます部会につきましても、答申の議決が得られましたら、その都度、本審議会の議決を経まして、廃止するという考え方で整理させていただきたいと考えることをお示ししております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

石井会長 ご説明ありがとうございました。

部会を全部で5分類したいというようなことで、常設のもの、それから、今後、継続的に審議が見込まれるもの、現在、審議を行っているもの、緊急的な審議が見込まれるもの、そして、今般、廃止をするものというふうな形のご説明でございました。

それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご意見、ご質問があったらお願いいたします。

廃止につきましては、本日付でという形になるんですかね。ということで、本日付で廃止するということです。

いかがでしょうか。私は事前に伺って意外だったんですけど、こういう部会をつくっても、実は廃止手続をとっていないということがわかったんですね。

こんな形で11あるので、これを今回廃止したいと。これに加えて、今回、最終の答申をいただきました水銀の大気排出規制検討部会を入れるということでございます。

それでは、お認めいただけたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

石井会長 では、どうもありがとうございました。

以上までが審議事項でございます。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。本日は部会でご審議、ご決議いただいた報告事項が4件、それから、事務局からの報告が1件ということで、合わせて5件でございます。

それでは、まず、報告事項の1番目、温泉法に基づく温泉掘削等許可についてということで、温泉部会長の益田委員、お願いいたします。

益田委員 益田でございます。では、報告させていただきます。

お手元にお配りしております資料5をごらんください。平成29年度第1回温泉部会では、知事から諮問のありました温泉掘削許可申請3件、温泉動力装置許可申請1件につきまして審議いたしました。これのリストは資料5の裏面でございます。

温泉掘削許可申請につきましては、既存温泉への影響など、温泉の保護という観点から、申請地の地質状況、掘削深度などについて審議いたしました結果、許可することに支障なしと決議いたしました。

また、温泉動力装置許可申請につきましては、申請の動力装置が温泉源の保護の観点から、その温泉井戸に合わせた適正な能力であるかどうか審議いたしました結果、許可することに支障なしと決議いたしました。

以上でございます。

石井会長 益田部会長、ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問等があったらお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、特にございませんでしょうか。

では、益田委員、ありがとうございました。

それでは、続きまして、次の事項でございます。

報告事項の2、基金活用事業等の審査結果等についてということで、環境・みどり活動促進部会長の増田委員、お願いします。

増田委員 それでは、資料6をお開きいただければと思います。資料にございますように、当部会で審議いたしました決議はこの大阪府環境審議会の決議とさせていただいているということでございます。

本日報告申し上げますのは、部会を4回開催いたしまして、6つの事業・顕彰等の選考を行いましたので、その審査結果及び審査基準の見直しについてご報告をさせていただきたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、2ページ目、2番、3番とございますけれども、まず、環境保全活動補助金事業の審査結果についてですけれども、本事業は基金を活用し、民間団体の豊かな環境の保全や創造に資する自主的な活動を支援するため、民間の団体が実施する環境保全などの事業に補助を行うものでございます。2ページ目に示しておりますように、9件の申請がございまして、厳正に審査した結果、9件を全て補助対象とするということをご報告いたします。

次に、3番目でございます。おおさか環境賞の選考結果についてでございます。この環境賞は自主的かつ積極的に他の模範となる環境の保全または創造に資する活動に取り組んでいる団体等の活動を表彰する制度でございます。今回、5件の推薦がございまして、選考した結果、3ページに示しておりますように5件の賞を対象とし、中でもそのうちの1件を協働の取組みとして協働賞を選考したということでございます。

続きまして、3ページ目を見ていただきますと、みどりづくり推進事業の審査結果でございます。一番下の欄のところですが、本事業は大阪府みどりの基金を活用し、地域住民等の協働による樹木の植栽や園庭の芝生化などの緑化事業に補助するものでございます。本件は申請が1件ございまして、厳正に審査した結果、補助することを適当と認めました。

続きまして、4ページ目にあります実感できるみどりづくり事業の審査結果についてでございます。本事業は市街地中心部や駅前等の多くの目に触れる場所で、みどり豊かな街区等の形成に向け、街区単位ごとでの緑化促進活動を呼びかける民間事業者をまず「実感・みどり事業者」に認定し、その認定事業者

に対して緑化施設の整備、地域の緑化プランの策定などを支援する補助事業でございます。この事業に関しましては、1件の申請がございまして、審査した結果、資料の4ページに示しますように、補助することを適当と認めております。

次に、下段の5番目の部分でございます。地域環境活動を広げる府民共同発電補助事業の審査結果ですけれども、この事業に関しましては、環境保全基金を活用し、NPO等が地域の公益的施設において、府民等から寄附を集めて太陽光発電を設置し、施設との連携で環境活動を行う取組みに補助を行うものがございます。本件はここに記載してございますように、4ページ目の1番と、5ページ目の一番上に掲げておりますものの2件に関しまして、補助することを適当と認めております。

最後の選考結果ですけれども、6番目、大阪府クールスポットモデル拠点推進事業の審査結果でございますが、本事業も基金を活用し、民間事業者が先進的なクールスポットをモデル的に整備する取組みに対し、設置費用の補助を行うものがございます。記載のとおり、2件の申請を審査した結果、1件を補助することが適当と認めました。

最後ですけれども、基金の活用事業について少し審査基準を見直しております。5ページ目の一番下段から6ページ目にかけてですけれども、環境保全基金とみどりの基金の平成30年度における活用について審議し、環境保全基金において昨年度と同様、「環境活動を担う人材の育成」、「協働による環境活動の推進」及び「暮らしやすく快適な都市環境の創造」の各分野における活用促進施策のあり方について審議いたしました。

また、みどりの基金に関しましては、既存の事業に加え、民間主体の都市緑化推進の枠組みを構築するため、集客・にぎわいの創出などの地域課題に対応するみどりの活用促進施策のあり方を審議いたしました。

その結果ですけれども、最後に基金活用事業の審査基準についてでございます。環境保全基金及びみどりの基金を活用した事業の審査基準について、少しおのおのの目的に応じて、評価点の裾切り等を変更させたわけですけれども、評価点の裾切り基準など、審査基準の見直しをいたしまして、統一するようにしたということでございます。

以上で本部会からの報告を終わらせていただきます。

石井会長 増田委員、ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明でございますが、ご意見等がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ありがとうございました。

引き続きまして、報告事項の3でございます。循環型社会形成推進条例に基づくリサイクル製品の認定につきまして、リサイクル製品認定部会長の貫上先生の方からご説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

貫上委員 貫上でございます。それでは、リサイクル製品の認定について、部会を開催し、審議いたしました結果を私の方から報告させていただきます。資料は次のお手元の資料7でございます。

まず、1ページ目をごらんいただけたらと思いますが、平成29年、本年の8月25日に知事から諮問がございまして、リサイクル製品の認定につきまして部会を開催し、審議を行いました。部会の開催日と同日付で審議会の会長名で知事に答申をいたしました。大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会運営要領に基づいて報告させていただきたいと思っております。

なお、審議結果につきましては、同要領に基づきまして、部会の決議を本委員会の審議会の決議としております。

2ページ目の上の方に審議の概要を載せております。今年度の第1回としまして、大阪府で6月19日から7月14日までの期間で募集をいたしましたところ、43製品の申請がございました。中にはタイルブロックや、再生材料を使用した土木・建築用の製品がございまして、これらの申請された製品につきまして、循環資源の配合率であったり、あるいはJIS規格などの各種規格への適合などを条件としまして、部会で審議いたしました。

その結果ですが、全ての43製品につきまして認定することが適当であるとさせていただきます。なお、その内容につきましては、次の3ページ目と最後の4ページ目に表形式でまとめておりますので、ごらんいただけたらと思っております。

これらの答申を踏まえまして、これらの製品について、本年10月1日付で大阪府の方で製品の認定を行っております。

もう一度、2ページ目にお戻りいただきまして、一番下に認定製品の現況とを表に簡単にまとめております。この中で繰り返しリサイクルされる製品として認定しているものが、「なにわエコ良品ネクスト」ですが、これは23製品で、通常のもので226製品、合計、249製品というのが現況でございます。

また、前回と同じように、今回の認定された製品につきましては、入り口の受付の横で一部を展示しております。タイルブロック、植生マットなどがございますので、また、お帰りの際にごらんいただけたらと思います。

この部会からの報告は以上でございます。

石井会長 貫上委員、ありがとうございました。

ただいまのご説明ですけれども、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

これは貫上先生、なにわのエコ良品ネクストというのが一番理想的なんですよ。

貫上委員 そうですね。繰り返し再利用できるものでございますので、こちらの方が望ましい。これがもっと増えてほしいということになるんですけど。

石井会長 これでロゴマークがあるんですけども、なにわのエコ良品と、それから、エコ良品ネクストというのは、ネクストの字があるだけの違い、これはモノクロですけども、色が違ったりするんですか。

貫上委員 そうですね。ちょっとこれは見にくいですけども、左上に花が葉っぱの間についているところが違います。

石井会長 花がついているのがネクストですか。

貫上委員 白黒で見にくくて、申しわけございません。多分、カラーだったらもう少しわかりやすいんじゃないですか。

石井会長 わかりました。

ほかにご意見等はございますでしょうか。

どうぞ、花田委員、お願いします。

花田委員 どうもありがとうございました。現況というのを今ここに載せていただいているんですが、これまでの製品数の増えてきているのか、あるいは横ばいなのか、減っているのかというあたりを教えてくださいませんか。

石井会長 事務局、もしもわかるようでしたら、お願いします。

亀井資源循環課長 資源循環課長の亀井でございます。

数の方でございますけれども、基本的にはほぼ横ばいという状況になってございます。横ばいではございますけれども、その内訳を見ますと、再生路盤材というようなものもございまして、今、建設リサイクル法の施行に伴いまして、今後こちらのリサイクル製品認定制度の方でカバーしていく必要性が落ちてきているだろうということで、新たな認定を行わないという方向で考えております。その部分は認定する期間も短くなってまいりますので、継続の申請が上がってきていくということで、減ってきております。その再生路盤材の部分を除きますと、若干ではございますけれども、増加傾向にございます。

石井会長 よろしいでしょうか。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、この部分はよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、報告事項の4番でございます。大阪府地球温暖化対策実行計画及びおおさかヒートアイランド対策推進計画の進捗状況についてということで、温暖化対策部会長の下田委員の方からお願いいたします。よろしく申し上げます。

下田委員 下田でございます。10月9日に温暖化対策部会を開催いたしまして、今、お話がございました、大阪府地球温暖化対策実行計画及びおおさかヒートアイランド対策推進計画、この2つの進捗状況について審議いたしましたので、その報告をさせていただきます。

まず、資料8をごらんいただきまして、表側が地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進行管理ということになってございます。

まず、左上の（1）のところをごらんいただきまして、実際の温室効果ガスの排出量の推移をいろいろな場面で基準となります1990年とそれから2005年以降の推移を示していただいております。大阪府では2005年ぐらいまでは少し減ったというくらいなんですけれども、その後、リーマンショックの影響で一度落ち込んで、その後、景気が戻ってきたときに今度は東日本大震災の原子力発電所の停止があって、主に電力の原単位の悪化ということもあって増加いたしまして、それから、ここ2年間は減ってきているということで、90年に比べますと約1割弱ぐらい減ったというのが実排出量についての現状でございます。ここには先ほど申し上げましたように、電力会社の排出原単位

の変化という、大阪府の努力とは関係ないところの影響が多うございますので、下の実行計画におきましては、この影響を排除した形で進行管理をいたしております。

(2) のところでございますけれども、2015年度から2020年度までの実行計画の中では、2020年度までに温室効果ガス排出量を2005年度比で7%削減という目標を立てておりまして、2015年度のデータがやっと今出てきたというところで、初年度の評価を行うということになります。ここでは、先ほど申し上げましたように、電気の排出係数の値を2012年度の値に固定して、すなわち大阪府内で行われた省エネルギー等の施策の効果だけを見るような形で評価をいたしております。

2015年度の温室効果ガスの排出量は5,494万トンということで、基準年度の2005年比では2%の削減ということになっております。2014年度と比較いたしますと、1.8%減ったということになりますので、このペースで減っていけば、 1.8×5 で先ほどの7%は超えるという順調なペースで削減が進んでいると評価できるかと思えます。

右上の(3)、対策指標のところを見ていただきまして、ここでは家庭とか業務といった、いろいろな部門ごとに対策の取組状況を把握するということを目的といたしまして、対策指標をそれぞれの部門について立ててございます。ここに付きましても、2015年の値というのがほぼ2012年と2020年の目標の間の値になっているということから、これも計画は順調に進んでいると考えてございます。

それから、右下、計画に基づく取組みの状況ということでございますが、これも取組内容についてその取組状況を確認してございます。民生(家庭)部門ですと、環境家計簿ですとか、うちエコ診断の受診世帯数ということで見ております。

それから、その下、家庭部門、業務部門では、建築物の環境配慮措置ということで、ここは例えば建築物環境計画書の届出で評価をしているんですけれども、環境配慮措置が大変良好な住宅の割合というのが20%、それから、非住宅建築物が18%ということで、これは逆に言うと、8割ぐらいがそういういい評価を受けていない建物が建っているということでございまして、この部門

につきましては、昨年、建築物の環境配慮に関して条例を改正していただいて、対策を強化しているところでございます。

そのほか、各部門でそこに示しておりますようないろいろな対策がとられまして、進んでいるということで、私ども、部会の結論といたしましては、削減状況、取組みともおおむね順調に推移しているという確認をしております。

それでは、裏側を見ていただきまして、次がおおさかヒートアイランド対策推進計画の進行管理ということで、これは2015年から25年までの計画となっております。目標がまず住宅地域の夏の夜間の気温を下げるということで、少し難しいんですけども、地球温暖化の影響を除外した熱帯夜日数を2000年の値よりも3割減らすと、それから、2番目は今度は昼間、屋外空間における既存のクールスポットの活用や創出をすることにより屋外空間における夏の昼間の暑熱環境を改善するということになってございます。

下の(1)、これは1つが実際に観測されました熱帯夜日数の削減状況ということで、地球温暖化の影響を補正した上で熱帯夜日数を計算いたしますと、2015年は28日であったと。これは2000年の基準年、37日から2.4割ですから、目標の3割にかなり近づいた値ということになってございます。

ただ、これは毎年の夏が暑かったとか、涼しかったとかという変化の影響を受けますので、もう1つ評価をしております。それが下なんですけれども、「メッシュ熱負荷・気温予測システム」というのがございまして、その下に丸書きで書いてある省エネ活動実施率以下、8つの対策の進行度合いを入力して、それで熱帯夜日数を推算するという算出をしておりますけれども、こちらで見ますと、2日、0.5割の削減ということで、かなり低めに出てきているということでございます。いずれにしても、2000年よりは減った値が出てきているということです。

計画に基づく取組みの状況といたしまして、人工排熱の低減に関する施策、それから、建物・地表面の高温化抑制に対する施策、都市形態の改善に対する施策が進められているという報告をいただいております。

それから、目標2の昼間の方でございまして、これはヒートアイランド現象への適応の取組みの状況ということで、効果的な緑化手法の普及ですとか、クールスポットの創出ということで、クールスポットモデル拠点推進事業

を新たに実施されているとか、それから、打ち水の普及促進を進められているというようなお話を伺っております。

こちらにつきましても、審議の結果、熱帯夜日数の削減状況、取組みともおむね順調に推移していると確認をさせていただきました。

以上でございます。

石井会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明ですけれども、ご意見、ご質問があったらお願いいたします。よろしいでしょうか。

下田委員、どうもありがとうございました。

それでは、報告事項の5番目でございます。大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更について、これは事務局の方からご説明をお願いいたします。

亀井資源循環課長 資源循環課の亀井でございます。どうぞよろしくお願いたします。

資料の方は9-1と9-2の2つがございます。まず、大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更についてのご説明をさせていただきます。資料9-1をごらんください。

大阪湾圏域広域処理場整備基本計画、これは通称フェニックス計画と呼んでおりますが、表紙の写真のように海面埋め立てによりまして廃棄物の最終処分を行っている事業でございます。

まず、このフェニックス計画の概要について説明をさせていただきます。1ページをごらんください。

フェニックス計画ですが、(1)に記載のとおり、大阪湾圏域、近畿2府4県、168市町村から発生する廃棄物を海面埋め立てによりまして適正に処理し、生活環境の保全を図ること、それから、埋め立てでできた土地を活用いたしまして港湾機能の整備を図り、地域の均衡ある発展に寄与することを目的としています。

本事業は、事業に参画する自治体及び港湾管理者が出資いたします大阪湾広域臨海環境整備センター、これは通称フェニックスセンターと呼んでおりますが、このフェニックスセンターが運営しているところでございまして、(2)に記載のとおり、港湾管理者からの委託を受け護岸を建設する、それから、地方

公共団体等からの委託を受け廃棄物の埋め立てを行うなどの業務を行っているところでございます。

ページをめくっていただきまして、(3)埋め立ての進捗状況をごらんください。本事業では泉大津沖、尼崎沖、神戸沖、大阪沖の4つの処分場を運用しております。昨年度末の進捗率は全体で78.9%となっております。

(4)計画の経緯でございますが、本事業は昭和56年12月に施行された広域臨海環境整備センター法に基づき実施をされており、昭和60年12月に基本計画が認可された後、事業の進展に応じてフェニックスセンターが計画変更を行ってきております。

次に、3ページをごらんください。今回の計画変更についてご説明をいたします。現在、主に稼働しているのは神戸沖、大阪沖の2つの処分場でございますが、現在の計画では神戸沖処分場は平成35年度に一般廃棄物、産業廃棄物の受け入れを終了いたしまして、その後は土砂を受け入れて、平成39年度に土地を造成することとしています。

なお、平成35年度以降の一般廃棄物、産業廃棄物の受け入れにつきましては、大阪沖処分場で対応することになっております。

しかしながら、南海トラフ地震などの大規模災害が予見をされる中、今後とも安定的に廃棄物の処理を行うためには、処分場の延命化を行い、2つの処分場の体制を維持することが重要となっております。

3の基本計画の変更の内容の(1)の表をごらんください。

表の中に括弧書きの数字がございますが、この括弧つきの数値が変更前の数値です。

まず、神戸沖処分場につきましては、陸上残土の搬入量が計画を下回る状況であることを踏まえまして、陸上残土の計画量を300万立方メートルから160万立方メートルに減らし、その分を一般廃棄物に振りかえ、580万立方メートルから720万立方メートルに増やすことで、廃棄物の受け入れ期間の延伸を図ります。

続きまして、大阪沖処分場でございますが、神戸沖処分場における変更を踏まえまして、一般廃棄物と産業廃棄物が同時に受け入れ終了できるよう、内訳を変更しまして、それぞれ590万立方メートル、530万立方メートルとい

たします。この変更により、現計画では平成39年度までとしていた事業期間でございますが、(2)、(3)で記載のとおり、平成44年度まで延長されることとなります。

ただいまご説明をいたしました変更を盛り込んだ基本計画(案)、資料9-2でございますが、今後、フェニックスセンターが国土交通省、環境省へ協議を実施いたしまして、縦覧、意見募集などを行い、国土交通大臣、環境大臣へ認可申請をする予定となっております。

以上、大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更について説明をいたしました。

石井会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明ですけれども、ご意見、ご質問等があったらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、報告事項は以上なんですけれども、その他の項がございます。事務局、何かございましたでしょうか。

司会(池田主査) その他としては特にございません。

石井会長 わかりました。

委員の皆さんからはいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、特にないようでしたら、以上をもちまして、本日本日予定されておりました議題は全て終了でございます。長時間にわたり、ありがとうございます。皆さんのおかげで、予定よりかなり早く終えることができました。感謝申し上げます。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

司会(池田主査) ありがとうございます。本日本日予定しておりましたものは以上でございます。

なお、お名前をご記入いただきました出席確認票はお席の上に置いたままお帰りいただきますようお願いいたします。

これで本日の審議会を終了させていただきます。長時間どうもありがとうございました。

— 了 —